

鳥取県公報

平成14年11月1日(金) 号外第155号

每週火•金曜日発行

告 示

鳥取県告示第552号

平成8年鳥取県告示第247号(農業近代化資金の利子補給率について)の一部を次のように改正する。

平成14年11月 1日前に鳥取県農業近代化資金利子補給規則(昭和37年鳥取県規則第2号)第3条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成14年11月 1日

鳥取県知事 片 山 善博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改 正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

							前	
規則第2	条第1項の利子	補給率		1 規則	第2条第1項の	利子補	給率	
	利	子 補 給	率			利 子	補給	率
農業近代化資金 の種類	農業近代化資金助成法 (昭和36年法律第202 号。以下「法」という。) 第2条第2項第1号、 第2号、第4号及び第 5号に掲げる報問 が同条第1項第1号に 掲げる者に貸し付ける 場合	第2号から第4号	法第2条第2項第 2号から第5号ま でに掲げる融資機 関が同条第1項第 2号から第4号ま でに掲げる場合 し付ける場合	農業近代化 の種類	農業近代化資金 (昭和36年法律 号。以下「法」と 第2条第2項第 第2号、第4号 5号に掲げる融 が同条第1項 掲げる者に貸し 場合	第202 1 いう。)機 1号、 第 及び第 ま 資機関 貸	ま第2条第2項第 号に掲げる融資 関が同条第1項 32号から第4号 でに掲げる者に はし付ける場合	法第 2 条第 2 項第 2 号から第 5 号ま でに掲げる融資構 関が同条第 1 項第 2 号から第 4 号ま でに掲げる者に負 し付ける場合
(1) 規則別表 第1号に掲げ る資金	略		年0.4パーセント	(1) 規則 第1号に る資金				年 <u>0.45パーセント</u>
(2) 規則別表 第2号に掲げ る資金	略		年 <u>0.4パーセント</u>	(2) 規則 第2号に る資金				年 <u>0.45パーセント</u>

(3) 規則別表 第3号に掲げ る資金	略		年 <u>0.4パーセント</u>
(4) 規則別表 第4号に掲げ る資金	略		年0.4パーセント
(5) 規則別表 第5号に掲げ る資金	略		年0.4パーセント
(6) 規則別表 第6号に掲げ る資金		略	年0.4パーセント
(7) 規則別表 第7号に掲げ る資金	略		年0.4パーセント

2 規則第2条第2項の規定により上乗せする率

利子補給率を上乗せする場合	上乗せする率
市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補 給金(償還期限が12年以内であるものに限る。)を年 0.225パーセントの割合で交付する場合	年0.225 パーセント
市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補 給金(償還期限が12年を超え14年以内であるものに限 る。)を年0.275パーセントの割合で交付する場合	年0.275 パーセント
市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補 給金(償還期限が14年を超え15年以内であるものに限 る。)を年0.325パーセントの割合で交付する場合	年 <u>0.325パーセント</u>
市町村が規則第2条第2項第2号に規定する利子補 給金を年0.4パーセントの割合で交付する場合	年 <u>0.4パーセント</u>

3 規則附則第3項の利子補給率

	利	子 補 給	率
農業近代化資金 の種類	法第2条第2項第1号、 第2号、第4号及び第 5号に掲げる融資機関 が同条第1項第1号に 掲げる者に貸し付ける 場合	機関が同条第1項第2号から第4号	2号から第5号ま でに掲げる融資機 関が同条第1項第
(1) 規則別表 第1号に掲げ る資金	略		年 <u>0.4パーセント</u>
(2) 規則別表 第2号に掲げ る資金	略		年 <u>0.4パーセント</u>
(3) 規則別表 第3号に掲げ る資金	略		年 <u>0.4パーセント</u>
(4) 規則別表 第4号に掲げ る資金	略		年 <u>0.4パーセント</u>
(5) 規則別表 第6号に掲げ る資金		略	年 <u>0.4パーセント</u>
(6) 規則別表 第7号に掲げ る資金	略		年 <u>0.4パーセント</u>

(3) 規則別表 第3号に掲げ る資金	略		年0.45パーセント
(4) 規則別表 第4号に掲げ る資金	略		年0.45パーセント
(5) 規則別表 第5号に掲げ る資金	略		年0.45パーセント
(6) 規則別表 第6号に掲げ る資金		略	年0.45パーセント
(7) 規則別表 第7号に掲げ る資金	略		年0.45パーセント

2 規則第2条第2項の規定により上乗せする率

利子補給率を上乗せする場合	上乗せする率
市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補 給金(償還期限が10年以内であるものに限る。)を年 0.225パーセントの割合で交付する場合	年0.225パーセント
市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給 金(償週期限が10年を超え11年以内であるものに限る。) を年0.275パーセントの割合で交付する場合	年0.275 バーセント
市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補 給金(償週期限が11年を超え13年以内であるものに限 る。)を年0.325パーセントの割合で交付する場合	年0.325パーセント
市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補 給金(償還期限が13年を超え14年以内であるものに限 る。)を年0.375パーセントの割合で交付する場合	年0.375 パーセント
市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補 給金(償還期限が14年を超え15年以内であるものに限 る。)を年0.425パーセントの割合で交付する場合	年 <u>0.425パーセント</u>
市町村が規則第2条第2項第2号に規定する利子補 給金を年0.5パーセントの割合で交付する場合	年 <u>0.5パーセント</u>

3 規則附則第3項の利子補給率

	利	子 補 給	率
農業近代化資金 の種類	法第2条第2項第1号、 第2号、第4号及び第 5号に掲げる融資機関 が同条第1項第1号に 掲げる者に貸し付ける 場合	法第2条第2項第 1号に掲げる融資 機関が同条第1項 第2号から第4号 までに掲げる者に 貸し付ける場合	でに掲げる融資機
(1) 規則別表 第1号に掲げ る資金	略		年0.45パーセント
(2) 規則別表 第2号に掲げ る資金	略		年0.45パーセント
(3) 規則別表 第3号に掲げ る資金	略		年0.45パーセント
(4) 規則別表 第4号に掲げ る資金	略		年 <u>0.45パーセント</u>
(5) 規則別表 第6号に掲げ る資金		略	年 <u>0.45パーセント</u>
(6) 規則別表 第7号に掲げ る資金	略		年 <u>0.45パーセント</u>

鳥取県告示第553号

平成8年鳥取県告示第250号(漁業近代化資金の利子補給率について)の一部を次のように改正する。 平成14年11月1日前に貸し付けられた漁業近代化資金については、なお従前の例による。 平成14年11月 **1**日

鳥取県知事 片 山 善博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改 正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

		改	正 後					改	正前		
漁業近代化資金の種類	漁化成和律以と第2号4に融が第1第で10げ漁化成令44第以」。定体。し場業資法44第下い2項か号掲資、1号5及号る業資法(年20下と)すに)付合近金(年52下う条第らまげ機同項か号びに者近金施昭政9「いにる限にけ代助昭法号法)。第1第でる関条第らま第掲(代助行和令号令う規団る貸る	法第2項 第2項に 第3号 5号 る 関 の の の の の の の の の の の の の の の の の の	1 げ機同項に者付合に融が第6げ貸る場所のでは場所のできます。 1 号るし場	法第2第掲資同項か号掲(10げあ令にる除第2号4げ機条第らまげ同号るつ第規団く2項及号る関第6第でる項に者で5定体。条第びに融が1号10に者第掲によ条すを)	第5げ機同項か号掲(10げあ令にる現号第らまげ同号るつ第規団項に融が第6第でる項に者に5定体第掲資、1号10に者第掲によ条すを		律第52号。 以下「法」 という。)	法第5げ機同項か号びに者5定体第2号る関条第らま第掲(条すご発明に融が第1第で10げ令にるる条第掲資、1号5及号る第規団。)	機関項に者付合が第6号では、1号のは、1号のは場がののである。	法第25年4月間 19年	5 げ機同項か号掲(10 げあ令にる除に号る関条第らまげ同号るっ第規団く貸に融が第6第でる項に者で5定体。した。
略 3 規則 別表						略 3 規則 別表					
2 に掲資金 4	年1.15パーセント	年0.95パーセント	年1.15パーセント	年1.15パーセント	年0.95パーセント	2に 掲げ る 金 4	年0.9パーセント	年0.7パーセント	年0.9パーセント	年0.9パーセント	年 <u>0.7パーセン</u>
4 規別3掲る金	略	略	略	年 <u>0.4パーセント</u>	年 <u>0.4パーセント</u>	4 規別 規制 規表にげ資	略	略	略	年 <u>0.45パーセント</u>	年 <u>0.45パ</u> ー

4 平成14年11月 1日 金曜日 鳥 取 県 公 報

(号外)第155号

5規別4掲る金	略	略	略	年 <u>0.4パーセント</u>	年 <u>0.4パーセント</u>	5規別4掲る金	略	略	略	年0.45パーセント 年	<u>:0.45パーセント</u>
略						略					
8規別7掲る金			略	年 <u>0.4パーセント</u>	年0.4パーセント	8 規別7 掲る金			略	年0.45パーセント年	-0.45パーセント
9規別8掲る金	略	略	略	年 <u>0.4パーセント</u>	年 <u>0.4パーセント</u>	9 規別8掲る金	略	略	略	年0.45パーセント年	<u>:0.45パーセント</u>

鳥取県告示第554号

平成8年鳥取県告示第251号(漁業経営維持安定資金の利子補給率等について)の一部を次のように改正する。 平成14年11月1日前に貸し付けられた漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

平成14年11月 **1**日

鳥取県知事 片 山 善博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改正前
貸 付 利 率 利 子 補 給 率	貸 付 利 率 利 子 補 給 率
年 <u>1.3パーセント</u> 略	年 <u>1.5パーセント</u> 略

鳥取県告示第555号

平成8年鳥取県告示第252号(漁業経営安定資金の利子補給率等について)の一部を次のように改正する。 平成14年11月1日前に貸し付けられた漁業経営安定資金については、なお従前の例による。

平成14年11月 **1**日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改 正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 改 正 前 1 規則第2条第3項第3号の貸付利率及び規則第4条 1 規則第2条第3項第3号の貸付利率及び規則第4条 の利子補給率 の利子補給率 資金の種類貸付利率利子補給率 資金の種類貸付利率利子補給率 規則別表第6号の資金 年1.925パーセント 規則別表第6号の資金 年2.125パーセント 略 略 そ の 他 の 資 金 年1.8パーセント 略 そ の 他 の 資 金 年2.0パーセント 略 2 附則第2項の貸付利率及び利子補給率 2 附則第2項の貸付利率及び利子補給率 利子補給率 利子補給率 貸付利率 貸付利率 年<u>1.8パーセント</u> 略 年<u>2.0パーセント</u> 略

6	平成14年11月 1 日	壶唯口	屬	圦	県	公	羊 区	(号外 <i>)</i> 第155号	